

日本共産党京都市会議員団は、下記の見解を発表しました。

(かんばん) 屋外広告物対策は ていねいな説明、しんみな相談 助成制度づくり、手数料の負担かるく



日本共産党市会議員団が市長に申し入れ

新景観政策に伴う屋外広告物条例の改正から6年。今でも、約4万件の屋外広告物のうち、条例に基づく許可申請が行われているのは、わずか5000件で12.5%。

屋外広告物条例の市民・事業者への周知が不十分であったことは京都市も認めています。

長引く不況の中で、看板を付け替える費用を準備できないとの声が多数あり、融資制度だけでは対応できないのが実態です。行政代執行や罰金を前面に掲げた指導を行うのではなく、京都の景観をいかに良くしていくか、合意形成をはかる立場で対応することが必要です。



市長への申し入れを行う市会議員団(6月10日)

市会議員団の申し入れ

- 1 経過措置期間の「来年8月末先にありき」でなく、条例の趣旨を市民と中小零細業者に丁寧に説明し、親身に相談にのりながら、合意形成に努めること。
- 2 基準に合致する広告物・看板への付け替えについて、助成制度を創設すること。
- 3 許可申請の手数料の負担軽減を図ること。

「申し入れ」の全文は市議団ホームページをご覧ください。

日本共産党京都市会議員団

TEL: 222-3728

日本共産党京都市会議員団 検索

京都市議会報告 2013年7月 京都市中京区京都市役所内

FAX: 211-2130

E-mail: info@cpgkyoto.jp

ご意見をお寄せください